

第 34 期 中 間 決 算 公 告

平成30年12月25日

東京都港区西新橋一丁目3番1号
株式会社 S M B C 信託銀行
代表取締役社長 藏原文秋

中間貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,458,687	預金	2,721,715
コールローン	238,024	債券貸借取引受入担保金	261,118
有価証券	297,604	借入金	28
貸出金	1,108,041	外国為替	865
外国為替	15,795	信託勘定借	54,237
その他資産	49,593	その他負債	33,283
有形固定資産	9,290	未払法人税等	395
無形固定資産	71,998	リース債務	5
前払年金費用	1,525	資産除去債務	2,655
繰延税金資産	5,510	その他の負債	30,226
支払承諾見返	4,004	賞与引当金	800
貸倒引当金	△ 1,747	役員賞与引当金	30
		退職給付引当金	81
		役員退職慰労引当金	12
		睡眠預金払戻損失引当金	548
		支払承諾	4,004
		負債の部合計	3,076,726
		(純資産の部)	
		資本金	87,550
		資本剰余金	130,553
		資本準備金	83,350
		その他資本剰余金	47,203
		利益剰余金	△ 31,648
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	△ 31,728
		繰越利益剰余金	△ 31,728
		株主資本合計	186,454
		その他有価証券評価差額金	50
		繰延ヘッジ損益	△ 4,903
		評価・換算差額等合計	△ 4,852
		純資産の部合計	181,602
資産の部合計	3,258,328	負債及び純資産の部合計	3,258,328

中間損益計算書

(平成 30年 4月 1日 から
平成 30年 9月 30日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	29,850
信 託 報 酬	1,103
資 金 運 用 収 益	17,282
(うち貸出金利息)	(11,723)
(うち有価証券利息配当金)	(611)
役 務 取 引 等 収 益	8,808
そ の 他 業 務 収 益	2,180
そ の 他 経 常 収 益	474
経 常 費 用	32,380
資 金 調 達 費 用	3,197
(うち預金利息)	(2,124)
役 務 取 引 等 費 用	1,712
そ の 他 業 務 費 用	29
営 業 経 費	27,113
そ の 他 経 常 費 用	326
経 常 損 失	2,529
特 別 利 益	60
特 別 損 失	1,945
税 引 前 中 間 純 損 失	4,415
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 3,791
法 人 税 等 調 整 額	3,316
法 人 税 等 合 計	△ 475
中 間 純 損 失	3,940

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～20年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業部門等の第一次査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した審査部が査定結果を審査したうえで、資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数
(主として12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生
の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。当該ヘッジについては、金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

7. のれん等の償却方法及び償却期間

のれん及び企業結合により識別された無形固定資産は、20年で均等償却しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループを連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

会計上の見積りの変更

退職給付引当金の数理計算上の差異の費用処理年数について、前事業年度は、従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）で処理しておりましたが、平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より費用処理年数を12年に変更しております。

これにより、前事業年度の費用処理年数によった場合に比べ、当中間会計期間の経常損失、税引前中間純損失は、27百万円増加しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額はございません。延滞債権額は1,463百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はございません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延

している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,468百万円であります。

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、429,390百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 260,325百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 261,118百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、貸出金10,715百万円及び現金預け金10百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金19,572百万円及び保証金4,117百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は136,882百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが124,029百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 2,411百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	1,458,663	1,458,598	△64
(2) コールローン	238,024	238,024	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	260,325	261,092	766
その他有価証券	37,077	37,077	-
(4) 貸出金	1,108,041		
貸倒引当金 (*1)	△1,644		
	1,106,397	1,105,536	△860
(5) 外国為替(*1)	15,795	15,795	-
資産計	3,116,283	3,116,125	△158
(1) 預金	2,721,715	2,721,280	△435
(2) 債券貸借取引受入担保金	261,118	261,118	-
(3) 借入金	28	28	-
(4) 外国為替	865	865	-
(5) 信託勘定借	54,237	54,237	-
負債計	3,037,965	3,037,530	△435
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,968)	(1,968)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,580)	(6,580)	-
デリバティブ取引計	(8,548)	(8,548)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金並びに外国為替に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産、その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない現金預け金については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。また、満期のある預け金については、期間に基づく市場金利で割り引いた現在価値を算定するなどしております。一部の預け金につきましては、デリバティブを内包する仕組預け金となっており、一体経理するものにつきましては当該預け金の取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しております。

(2) コールローン並びに (5) 外国為替

これらの取引は、約定期間が短期間である等、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

(3) 有価証券

市場価格のある有価証券については、その市場価格を時価としております。市場価格のない有価証券につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスクを加味したレート等にて割り引いた現在価値をもって時価としております。

(4) 貸出金

変動金利による貸出金につきましては、原則として時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。固定金利による貸出金は、原則として将来キャッシュ・フローの見積額に対して、同様の新規貸出に適用されるレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、担保及び保証による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、ヘッジ手段である金利スワップと一体として処理しており、その時価は変動金利による貸出金の時価算定方法に準じて算定しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、当該取引の特性により、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金については、期間に基づく市場金利等で割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の預金につきましては、デリバティブを内包する仕組預金となっており、一体経理するものにつきましては当該預金のカバー取引先である金融機関から提示された時価評価額をもとに時価を算出しております。

(2) 債券貸借取引受入担保金、(3) 借入金並びに (4) 外国為替

これらの取引は、約定期間が短期間である等、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

(5) 信託勘定借

信託勘定借は中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、為替スワップ、通貨オプション）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「(3) その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
有価証券	
組合出資金等	201
合計	201

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成30年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	260,325	261,092	766
	小計	260,325	261,092	766
時価が中間貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		260,325	261,092	766

2. その他有価証券(平成30年9月30日現在)

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えるもの	債券	10,177	10,000	177
	国債	-	-	-
	社債	10,177	10,000	177
	その他	11,527	11,319	207
	外国債券	11,527	11,319	207
	小計	21,705	21,319	385
中間貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	債券	2,000	2,000	△0
	国債	2,000	2,000	△0
	社債	-	-	-
	その他	13,371	13,677	△305
	外国債券	13,371	13,677	△305
	小計	15,372	15,677	△305
合計		37,077	36,997	80

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額
その他	201
合計	201

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 (注1)	2,481 百万円
連結納税に伴う時価評価益	12,348
資産調整勘定	3,737
繰延ヘッジ損益	2,014
その他	2,714
繰延税金資産小計	23,296
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,481
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,612
評価性引当額小計	△7,094
繰延税金資産合計	16,202
繰延税金負債	
無形固定資産	△9,626
その他	△1,065
繰延税金負債合計	△10,691
繰延税金資産の純額	5,510 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (平成30年9月30日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	2,481	2,481
評価性引当額	-	-	-	-	-	△2,481	△2,481
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	42,056 円 97 銭
1株当たりの中間純損失金額	912 円 49 銭

(自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、13.43%であります。

(企業結合関係)

共通支配下の取引等

当行は、平成 30 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収分割により、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）が外貨両替コーナーにおいて営む個人向け外貨両替事業及び SMBC インターナショナルビジネス株式会社（以下、「SMBC インターナショナルビジネス」）が三井住友銀行より委託を受けて外貨両替コーナーにおいて行う個人向け外貨両替業務に係る事業を承継いたしました。吸収分割による企業結合の概要は、以下のとおりであります。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

- | | |
|------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ①結合当事企業の名称 | 三井住友銀行 |
| 事業の内容 | 外貨両替コーナーにおいて営む個人向け外貨両替事業 |
| ②結合当事企業の名称 | SMBC インターナショナルビジネス |
| | (平成 30 年 4 月 1 日付で SMBC デリバリーサービス株式会社に吸収合併され、同日、SMBC オペレーションサービス株式会社に名称変更) |
| 事業の内容 | 三井住友銀行より委託を受けて外貨両替コーナーにおいて行う個人向け外貨両替業務に係る事業 |

(2) 企業結合日

平成 30 年 4 月 1 日

(3) 企業結合の法的形式

当行を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

株式会社 SMBC 信託銀行

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

信託財産残高表

(平成30年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	461,552	金 銭 信 託	205,701
信 託 受 益 権	1,165,349	投 資 信 託	1,016,780
受 託 有 価 証 券	286,864	金銭信託以外の金銭の信託	137,193
金 銭 債 権	6,829,988	有 価 証 券 の 信 託	287,751
有 形 固 定 資 産	412,481	金 銭 債 権 の 信 託	6,828,588
無 形 固 定 資 産	100	包 括 信 託	773,196
そ の 他 債 権	1,995	そ の 他 の 信 託	68
銀 行 勘 定 貸	54,237		
現 金 預 け 金	36,709		
合 計	9,249,278	合 計	9,249,278

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産 24,711 百万円

3. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。

<参考>

上記(注)2. 共同信託他社管理財産には、当行と三井住友信託銀行が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)24,711 百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	461,552	金 銭 信 託	230,412
信 託 受 益 権	1,190,053	投 資 信 託	1,016,780
受 託 有 価 証 券	286,864	金銭信託以外の金銭の信託	137,193
金 銭 債 権	6,829,988	有 価 証 券 の 信 託	287,751
有 形 固 定 資 産	412,481	金 銭 債 権 の 信 託	6,828,588
無 形 固 定 資 産	100	包 括 信 託	773,196
そ の 他 債 権	1,995	そ の 他 の 信 託	68
銀 行 勘 定 貸	54,237		
現 金 預 け 金	36,709		
そ の 他	7		
合 計	9,273,990	合 計	9,273,990